

外国人技能実習制度について

「外国人技能実習制度」とは、発展途上国における経済発展・産業振興の担い手となる人材の育成を目的に一定期間産業界に受入れ、技能等を修得してもらう制度です。この度、本制度に「介護」が職種として追加されようとしています。日本から相手国への技能移転を目的とした実習制度ですから、介護人材不足を補うためのものではありませんが、受け入れ(雇用)にあたっては日本人労働者と同様の処遇が必要となります。

- ※ 技能実習生の受け入れを希望する場合、実習実施機関(老健等受入れ施設)には、次の業務及び費用等が発生いたしますので、以下の事項にご留意ください。
- ※ 以下は、現在の法令等に基づいたものであり、今後、法令等の改正により変更される可能性があります。

1 外国人技能実習制度 (介護職種追加関連)

- 必要なコミュニケーション能力について入国段階で実習生の日本語能力は、日本語能力検定「N4」程度を要件とし、実習2年目に移行時には、「N3」程度が要件となります。このため、実習実施機関(老健等受入れ施設)による日本語研修の実施が求められます。
- 夜勤業務等については、安全上の懸念が生じることのないよう、2年目以降の実習生に限定することとなります。

2 実習実施機関に係る役割・要件

- 実習実施機関(老健等受入れ施設)には技能実習指導員及び生活指導員の配置が求められます。

3 費用について

- 実習実施機関(老健等受入れ施設)において、実習生一人当たり3年間で約200万円~300万円程度の費用が発生する予定です。(現時点での想定される概算額です。)
- 技能実習生本人には、雇用契約に基づき賃金等が支払われます。

4 技能実習生の処遇について

- 技能実習条件の明示について外国人が理解しにくい日本独自の賞与や手当等の賃金構造、税金について、実習生が正確に理解できるよう、実習実施機関(老健等受入れ施設)による説明(母国語併記)の徹底が求められます。
- 労働関係法令等(労働基準法等)の遵守が求められます。
- 賃金について
「日本人が従事する場合の報酬と同等額以上であること」と規定されています。よって、実習実施機関(老健等受入れ施設)の給与規定等に準拠する必要があります。また、実習実施機関(老健等受入れ施設)において、各種社会保険等(健康保険、厚生年金、雇用保険、労災保険等)に加入しなければなりません。

5 技能実習計画の作成及び報告について

- 適切なOJT実施の観点から、技能等修得活動(講習による知識修得活動を含む)について、実習実施機関(老健等受入れ施設)において、具体的なスケジュール、カリキュラム、指導体制等を記載し、技能移転の対象項目ごとに詳細な技能実習計画の作成及び報告が求められます。

詳細については、次の資料等をご参照ください。

- ①「外国人介護人材受入れの在り方に関する検討会」基礎資料(厚生労働省)
<http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12201000-Shakaiengokyokushougaihokenfukushibu-Kikakuka/0000070822.pdf>
- ②「外国人介護人材受入れの在り方に関する検討」中間まとめ(厚生労働省)
<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000073035.html>
- ③「技能実習制度の見直しに関する法務省・厚生労働省合同有識者懇談会」報告書(法務省)
<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000073222.html>
- ④「外国人技能実習制度のあらまし」(公益財団法人国際研修協力機構)
http://www.jitco.or.jp/system/seido_enkakuhaikai.html